

# 令和8年度 大阪市市民活動推進助成事業への応募にかかる

## よくある質問・留意点等について

令和8年度募集にかかる留意点等をまとめたものですので、募集要項と併せてご確認いただき、補助金交付申請書等提出書類作成にご活用くださいますようお願いいたします。

### 第2 対象／応募要件(募集要項1～2ページ)

#### 1 応募対象者

- **法人等(例えば、社会福祉法人、株式会社など)は応募できますか？**  
⇒応募の対象外です。(対象となるのは、特定非営利活動法人、労働者協同組合、非営利型一般社団法人またはボランティアグループ等の法人格を有しない非営利活動団体のみです。)
- **令和7年1月に団体を設立しました。応募時点では活動実績が10か月しかありませんが、今回、応募可能ですか？**  
⇒令和8年4月1日現在で1年以上の活動実績が見込まれることになりますので、応募可能です。
- **大阪市市民活動総合ポータルサイトが未登録です。今から申請しても間に合いますか？**  
⇒登録手続きは1週間程度必要です。申請内容に誤り等があった場合、さらに確認時間等を要しますのでまだ登録されていない団体は募集期間中に登録が完了するようご注意ください。  
登録の申請は[Web サイト](#)から可能となっております。
- **昨年、大阪市市民活動総合ポータルサイトに登録し、事業報告書と収支計算書を公表しています。何か手続きをする必要があるのでしょうか。**  
⇒事業報告書と収支計算書は直近年度のものを公表していただく必要があります。令和6(2024)年度のものに更新されていない団体につきましては、募集期間中に更新いただきますようお願いいたします。  
なお、ポータルサイトの更新方法については、[マニュアル](#)をご確認ください。
- **大阪市市民活動総合ポータルサイトの登録や事業報告書等の公表の方法が分かりません。**  
⇒ポータルサイトの操作方法についてご不明な点等ございましたら、ポータルサイトの運営を委託しております株式会社コリアジャパンセンターまでお問合せください。  
TEL.050-1069-9754／FAX.06-7635-5258  
E-mail:[contact@kyodo-portal.city.osaka.jp](mailto:contact@kyodo-portal.city.osaka.jp)  
<お問合せ対応>9:30～17:00(土曜・日曜・祝日・国民の休日及び年末年始を除く)

#### 2 応募対象事業

- 「大阪市以外からの助成等を受けているものは可」とは、企業や団体からの支援(助成や寄附)を受けることはいいのでしょうか？  
⇒民間企業をはじめ大阪市以外(国や大阪府など)からの助成・補助・寄附などを受けることや、参加費等の事業収入を得ることは可能です。(例えば、クラウドファンディング等を実施することも可)
- 助成金が受けられるか不安なので、大阪市の他の助成事業にも応募したいと考えていますが、応募可能でしょうか？  
⇒応募いただくことは可能です。ただし、どちらも助成対象となった場合、いずれかの助成事業を辞退していただく必要がありますので、ご留意ください。

➤ 当該事業開始等とはいつのことでしょうか？

⇒事業を新たに開始した時および事業の実施手法等を大幅に変更した時を指します。

「事業の実施手法等の大幅な変更」とは、事業の対象となる人や、事業を実施するにあたってのアプローチの変更等を前提とします。例えば、「対面実施をオンラインによる開催とする」などは対象となる人や事業目的、アプローチに変化がなく、実施方法の変更のみであることから大幅な変更とみなしません。「事業の実施手法等の大幅な変更」に該当するかどうかの判断が難しい場合は、事前にご相談ください。

➤ 当該事業開始等から5年未満とは？

⇒令和3(2021)年4月2日以降に開始した事業が対象となります。なお、1年目の市民活動推進助成事業補助金交付申請時点で事業開始等から5年未満であれば、翌年継続して申請する場合、その時点で「5年未満」の要件は問いません。事業開始から6年目、7年目であっても申請いただけます。

➤ 令和7年度事業に2年目(初回令和5年度助成対象事業)で申請したが落選しました。今年度また申請できますか？

⇒過去に当該助成を受けたことのある事業については、再応募できません。これまでに1年または2年間助成を受け、その翌年申請しなかったまたは選定されなかった事業についても過去に当該助成を受けた事業であるため、今回の応募の対象にはなりません。

**第3 選考(募集要項3～4ページ)**

2 選考方法

➤ 第2次審査(公開プレゼンテーション)が参加できない日程です。応募してもいいのでしょうか？

⇒第2次審査の詳細については、第1次審査通過団体あてに通知します。いかなる理由があつても、第2次審査に参加いただけない場合、助成を受けることはできなくなりますのでご注意ください(代表の方が参加しなければならないということではありませんので、団体内で調整してください。)

➤ プrezentationの資料は様式に指定はありますか？

⇒様式や形式に指定はありません。プレゼンテーションの時間は5分程度です。時間内であれば動画や写真を使用していただいて結構です。ただし、プレゼンテーションは「公開」で実施しますので、使用される資料(特に写真等)につきましては、著作権、肖像権や人権への配慮といった視点に十分留意していただきますようお願いします。

**第4 応募(募集要項5～7ページ)**

➤ 団体内でいろいろな事業に取り組んでいます。複数の事業でエントリーできますか？

⇒応募は1団体につき1事業のみです。全く別の事業であっても同一団体の実施する事業であれば1事業しか申請できません。

1 提出書類

➤ 提出書類の注意事項を教えてください。

⇒大阪市市民活動推進助成事業応募申請書とともに、次の書類を提出してください。

ア 市民活動推進助成事業補助金交付申請書(提出書類 ア)

・助成年数に関わらず共通の様式で、提出は必須です。

イ 申請事業に関する事業計画書(提出書類 イ)

・初めて助成を申請する事業(助成1年目)と現在助成を受けている事業(2年目・3年目)では、提出していただく様式に違いがあります。

・事業計画書様式右上部に記載しています 提出書類 イー1(1年目)と

提出書類 イー2・3(2年目・3年目)をよくご確認いただき、該当する様式を使用してください。

・様式が誤っていた場合、提出期限までに差し替えが必要ですのでご注意ください。

・記入漏れや提出書類に不備がある場合は、選考対象外となる可能性があります。

ウ 申請事業に関する収支予算書(提出書類 ウ)

・助成年数に関わらず、共通の様式です。

・申請する事業に関する収支予算書です。団体全体の予算書ではありませんので、団体運営経費や他の事業に係る経費等は含めないようにしてください。

エ 申出内容誓約書(提出書類 エ)

・助成年数に関わらず、共通の様式です。

オ 申請団体の事業計画書・収支予算書

・様式に定めはありません。団体作成のもので、令和8(2026)年1月が計画に含まれているものです。

この助成事業に申請する事業だけではなく、団体運営経費や他の事業に係る経費等も含めた申請団体全体としての事業計画書及び収支予算書を提出してください。

カ 申請団体の事業報告書・収支計算書

・様式に定めはありません。団体作成のもので、令和6(2024)年度のものです。

・「オ」と同様、申請団体全体としての事業報告書・収支計算書を提出してください。

・応募要件として市民活動総合ポータルサイトへ直近年度の事業報告書、収支計算書を公表していること、と定めております。このポータルサイト掲載のもので構いません。(ポータルサイトに掲載されても、改めてご提出ください。)

キ 【1年目申請事業のみ】当該事業開始等の時期が確認できる書類

・団体規約や事業開始時の事業計画書に開始時期を明記してあるものがあれば、その写しを、過去の団体事業報告書や事業計画書を複数年度分確認することで事業開始時期や事業の実施手法等を大幅に変更した時期が判断できる場合は、必要年度分の書類を一組として提出してください。

・ご提出いただいた書類で当該事業開始等の時期が判断できない場合、追加書類の提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

ク 定款の写し(任意団体にあっては、団体の規約・会則、役員名簿、直近の総会資料)

・様式に定めはありません。

・ただし、任意団体にあっては、団体作成のもので、団体の規約・会則、役員名簿、直近の総会資料を提供してください。ただし、これらの資料により代表者を定めたときの方法や日付等が確認できない場合は、別に、代表者資格証明書(提出書類 オ)及び代表者を定めたときの議事録の謄本又は抄本(書類の枚数が多いとき)又はこれに代わる書類を提出してください。

ケ 【一般社団法人のみ】非営利型法人の要件確認書(提出書類 カ)、申請団体の決算書

・「非営利型法人の要件確認書(提出書類 カ)」は、助成年数に関わらず、共通の様式です。

・「申請団体の決算書」は、様式に定めはありません。団体作成のもので、令和6(2024)年度のものです。「オ」と同様、申請団体全体としての決算書を提出してください。

※記入にあたっての注意事項やポイント箇所等は別途記載例にて示しておりますので、ご確認ください。

※事業パンフレットやポスター、収支予算書積算にかかる算出根拠資料を除く提出書類は全てA4サイズ用紙にて提出してください。メールにて申請される場合は、紙での提出は不要です。

※提出書類の内容不備・不足、様式誤り等による提出書類の差し替えは、受付期限までは可とします。ただし、差し替え前の書類につきましては返却せず事務局において破棄します。また、受付期限後の差し替えについては認めませんので余裕を持った提出をご検討ください。

➤ メールや郵送で提出した場合でも、改めて連絡する必要があるのですか？

⇒ご提出いただいたことをご連絡いただくことで、その後、こちらで受領が確認できなかった場合に、直接確認の連絡を入れることもできますので、必ず、提出したことをご連絡ください。

## 第5 助成(募集要項7～10 ページ)

### 1 助成内容

#### (1) 助成金交付

- 「居場所づくり」の事業を実施しています。団体運営に関する管理費は対象外となっていますが、「居場所」の家賃や光熱水費も対象外となりますか？

⇒申請する事業のみに使用する場所の賃借料や光熱水費等は対象となります。また、他事業と併用している場合でも、それぞれの事業でメーターを設置するなど、申請する事業のみにかかる経費であることが明確にできる場合は対象となります。対象とできるか不明な場合は、事務局までご相談ください。

- 保険料が年間払いとなっています。対象経費にすることはできますか？

⇒事業実施期間中の経費で、かつ支払いを当該期間中に行うものののみ対象となります。

(例) 交付決定日：令和8年4月1日、年間保険料：36,600円(1日当たり100円)

保険期間	支払日	助成対象経費
R8.4.1～R9.3.31	R8.4.1	全額対象(36,600円)
R8.5.1～R9.4.30	R8.4.20	R8.5.1～R9.3.31分のみ対象(33,600円)
R8.4.1～R9.3.31	R8.3.29	全額対象外(0円)
R9.4.1～R10.3.31	R9.3.29	全額対象外(0円)

- 事業をオンラインで実施するための機材(備品)を購入予定です。金額としては5万円未満の予定ですが、補助対象経費となりますか？

⇒大阪市では、物品の購入単価5万円以上を備品、5万円未満を消耗品と定義づけており、5万円未満であれば消耗品となり、補助対象経費となります。

なお、図書については、購入単価5千円以上を備品、5千円未満を消耗品としておりますのでご注意ください。

※助成対象経費区分は募集要項7ページに記載されているもののみです。一例を記載しておりますが、支出予定経費がどの経費区分となるか不明である場合などは、事務局までご相談ください。

- 助成金額について詳しく教えてください。

⇒補助対象経費の2分の1以内(千円未満切り捨て)かつ上限100万円です。

・補助対象経費の2分の1が100万円を下回る場合は、補助対象経費の2分の1(以下同様)が上限となります。

・申請後に対象経費に積算誤りなどが確認できた場合について、補助対象経費が当初申請した金額を下回った場合については、修正後の補助対象経費の2分の1が上限となります。また、当初申請した金額を上回った場合については、当初申請した補助対象経費の2分の1が上限となります。

※助成件数は、予算の範囲内で、市民活動推進事業運営会議委員による審査結果を基に選定し決定します。

- 助成対象分野とはなんでしょうか？

⇒NPO法人の場合は届け出ている活動分野から、労働者協同組合、非営利型一般社団法人又は任意団体の場合は募集要項8ページの活動分野の中から、対象となるものを事業計画書の最終項目へ記載してください。

## 2 助成事業決定後のスケジュール

### ➤ 助成事業決定後のスケジュールはすべて参加しなければならないのでしょうか？

⇒助成決定団体へのオリエンテーション、中間報告会、事業報告会などへの参加、中間会計報告や中間実績報告、事業実績報告、などの報告書類の提出などをお願いすることになります。全て助成事業の一環としてのプログラムですので基本的にご参加・ご提出いただく必要があります。(中間報告会、事業報告会等への参加は、代表者でなければならないということではありませんので、団体内で調整をお願いします。)また、事業実施期間中、事業の進捗状況を確認するため、活動現場の視察や活動状況の報告をお願いする場合がありますので、ご協力ください。

※助成期間終了後につきましても、今後の市民活動推進事業の参考とするため、ヒアリングやアンケート等を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。